

秋田市子ども・子育て未来プラン第2部新旧対照表

第4次プラン（新）	第3次プラン（旧）
第2部 各論編 第1章 質の高い幼児教育・保育の総合的な提供 基本目標1 質の高い幼児教育・保育の総合的な提供 保育需要に対応する「量の確保」を行うとともに、幼児教育・保育の「質の向上」を促進し、また多様な保育ニーズに対応する保育サービスの充実を図るなど、すべての<u>こども</u>に対して良質な成育環境を保障します。 1 幼児教育・保育環境の充実【施策1－1】 現状と課題 ◆本市では、保護者の就業率の増加などにより、保育需要が上昇している中、計画的な施設整備等を行い、平成23（2011）年度から<u>14年連続</u>で年度当初における待機児童ゼロを達成しています。しかしながら、年度途中には0歳児を中心に待機児童が発生していることから、保育需要に対応する体制を整えるとともに、すべての<u>こども</u>の健やかな成長を目指し、良質な成育環境を整える必要があります。 施策の方向性 教育・保育施設等の計画的な整備などにより、年間を通じた保育需要に対応し、安定した幼児教育・保育環境の提供を図ります。 目標指標 表 （略） 取組・事業 (1) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容および実施時期（施設型給付・地域型保育給付）【※<u>〇～〇</u>ページに数値内容等を掲載】 第4次プランでは、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における教育・保育の量の見込み（必要利用定員数）とそれに対応する提供体制の確保内容・実施時期を定めます。 量の見込みは、令和6年（2024）年2月に実施した「秋田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」により把握した教育・保育施設の利用状況および利用希望や、計画期間における児童数の推計等を踏まえ、認定区分ごとに設定しています。 ① 提供体制の確保内容について 量の見込みに対応する提供体制については、子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」・「地域型保育給付」の対象として確認を受けた保育所・認定こども園・幼稚園（特定教育・保育施設）および小規模保育事業・事業所内保育事業（特定地域型保育事業）の区分で設定しています。	第2部 各論編 第1章 質の高い幼児教育・保育の総合的な提供 基本目標1 質の高い幼児教育・保育の総合的な提供 保育需要に対応する「量の確保」を行うとともに、幼児教育・保育の「質の向上」を促進し、また多様な保育ニーズに対応する保育サービスの充実を図るなど、すべての<u>子ども</u>に対して良質な成育環境を保障します。 1 幼児教育・保育環境の充実【施策1－1】 現状と課題 ◆本市では、保護者の就業率の増加などにより、保育需要が上昇している中、計画的な施設整備等を行い、平成23（2011）年度から<u>9年連続</u>で年度当初における待機児童ゼロを達成しています。しかしながら、年度途中には0歳児を中心に待機児童が発生していることから、保育需要に対応する体制を整えるとともに、すべての<u>子ども</u>の健やかな成長を目指し、良質な成育環境を整える必要があります。 施策の方向性 教育・保育施設等の計画的な整備などにより、年間を通じた保育需要に対応し、安定した幼児教育・保育環境の提供を図ります。 目標指標 表 （略） 取組・事業 (1) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容および実施時期（施設型給付・地域型保育給付）【※<u>75～84</u>ページに数値内容等を掲載】 第3次プランでは、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における教育・保育の量の見込み（必要利用定員数）とそれに対応する提供体制の確保内容・実施時期を定めます。 量の見込みは、平成31（2019）年2月に実施した「秋田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」により把握した教育・保育施設の利用状況および利用希望や、計画期間における児童数の推計等を踏まえ、認定区分ごとに設定しています。 ① 提供体制の確保内容について 量の見込みに対応する提供体制については、子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」・「地域型保育給付」の対象として確認を受けた保育所・認定こども園・幼稚園（特定教育・保育施設）および小規模保育事業・事業所内保育事業（特定地域型保育事業）の区分で設定しています。

また、確認を受けない幼稚園や幼稚園における預かり保育、企業主導型保育施設の地域枠を確保内容に含めることが可能とされていることから、これらの施設についても、確保内容の一つとしています。

各地域における量の見込みに対する提供体制については、中央地域において、全認定区分で量の見込みを大きく上回る提供体制となっていることから、その余剰分を隣接地域の受け皿として活用することにより、本計画の最終年度である令和11(2029)年度まで確保が可能です。

② 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合の需給調整について

既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行希望がある場合は教育・保育提供区域を問わず、原則として認可・認定を行うこととします。幼稚園から移行する場合の2号・3号定員、保育所から移行する場合の1号定員については、各教育・保育提供区域の状況や施設の利用実態を踏まえ、利用定員を設定していきます。

③ 教育・保育施設および地域型保育事業の整備について

一部の教育・保育提供区域を除き、「量の見込み」が「確保方策（利用定員）」を下回っていることから、新たな教育・保育施設および地域型保育事業の認可については、提供区域の状況や設置者の経営状況などを考慮した上で、慎重に判断します。また、特定地域型保育事業等から保育所などへ移行する際についても同様とします。

④ 保育利用率の設定について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、全国的に満3歳未満のこどもに待機児童が多いことに鑑み、満3歳未満のこどもの数全体に占める、3号認定子どもの利用定員数の割合である「保育利用率」の目標値を定めることとされています。

保育利用率の目標値は、以下の数値とします。

表（略）

(2) 教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進に関する体制の確保内容

① 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の良さを併せ持ち、保護者の就労状況に関わりなく柔軟にこどもを受け入れられる施設であり、地域の実情に応じた普及への取組が求められています。本市の認定こども園は、令和6(2024)年10月1日現在で35園と普及してきており、今後も認定こども園への移行を希望する幼稚園、保育所等が円滑に移行できるよう、情報提供など必要

また、確認を受けない幼稚園や幼稚園における預かり保育、企業主導型保育施設の地域枠を確保内容に含めることが可能とされていることから、これらの施設についても、確保内容の一つとしています。

各地域における量の見込みに対する提供体制については、中央地域において、全認定区分で量の見込みを大きく上回る提供体制となっていることから、その余剰分を隣接地域の受け皿として活用することにより、本計画の最終年度である令和6(2024)年度まで確保が可能です。

② 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合の需給調整について

既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行希望がある場合は教育・保育提供区域を問わず、原則として認可・認定を行うこととします。幼稚園から移行する場合の2号・3号定員、保育所から移行する場合の1号定員については、各教育・保育提供区域の状況や施設の利用実態を踏まえ、利用定員を設定していきます。

③ 教育・保育施設および地域型保育事業の整備について

一部の教育・保育提供区域を除き、「量の見込み」が「確保方策（利用定員）」を上回っていることから、新たな教育・保育施設および地域型保育事業の認可については、提供区域の状況や設置者の経営状況などを考慮した上で、慎重に判断します。また、特定地域型保育事業等から保育所などへ移行する際についても同様とします。

④ 保育利用率の設定について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、全国的に満3歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、満3歳未満のこどもの数全体に占める、3号認定子どもの利用定員数の割合である「保育利用率」の目標値を定めることとされています。

保育利用率の目標値は、以下の数値とします。

表（略）

(2) 教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進に関する体制の確保内容

① 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園および保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、中でも、幼保連携型認定こども園は、学校および児童福祉施設として単一の認可の仕組みとなっており、その普及に取り組むことが求められています。本市の認定こども園は、令和元(2019)年10月1日現在で28園と普及してきて

な支援を行いながら、その普及に努めます。

② 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援【関連施策 1－2】

質の高い教育・保育および子育て支援を提供していくためには、こどもの育ちを支援する幼稚園教諭や保育士などの専門性や経験が極めて重要です。本市においても専門性を有する職員を各施設に派遣し、県の幼児教育センターと連携しながら、幼稚園教諭や保育士等が保育のニーズや課題等を共有し、保育の質の向上が図られるよう、研修機会の確保、研修内容の情報提供などの支援に努めます。

③ 質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る考え方とその推進方策【関連施策 1－2、1－3、2－1、2－2、3－1、7－1】

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、この時期の発達は連続性を有するものであることから、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を通して、すべてのこどもの健やかな育ちを保障することが必要です。本市においても、在宅を含むすべてのこどもと子育て家庭を対象として、地域のニーズに対応した多様かつ総合的な子育て支援を展開し、安心してこどもを生み育てられる環境づくりに取り組みます。

④ 教育・保育施設および地域型保育事業を行う者の相互の連携ならびに認定こども園、幼稚園および保育所と小学校等との連携についての考え方とその推進方策【関連施策 1－2】

こども・子育て支援において、認定こども園、幼稚園および保育所は、地域の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、地域型保育事業は、身近な地域で3歳未満児の保育を提供する役割を担います。この両者が密接に連携、協働することにより、教育・保育の質の向上が図られるものと考えます。加えて、地域型保育事業を利用したこどもが満3歳以降も切れ目なく適切に教育・保育を受けられよう配慮が必要です。このようなことから、教育・保育施設と地域型保育事業者がスムーズに連携できるよう支援に努めます。

また、乳幼児期のこどもの発達や学びは連続性を有するものであることから、教育・保育施設の職員と小学校職員を対象とする研修会を引き続き実施し、こどもの育ちや指導方法等についての相互理解を図ります。さらに、幼保小の教職員が交流する機会も充実するよう、担当部局間で連携し、幼児期の教育・

おり、今後も認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所等が円滑に移行できるよう、情報提供など必要な支援を行いながら、その普及に努めます。

② 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援【関連施策 1－2】

質の高い教育・保育および子育て支援を提供していくためには、子どもの育ちを支援する幼稚園教諭や保育士などの専門性や経験が極めて重要です。本市においても専門性を有する職員を各施設に派遣し、県の幼児教育センターと連携しながら、幼稚園教諭や保育士等が保育のニーズや課題等を共有し、専門性の向上が図られるよう、研修機会の確保、研修内容の情報提供などの支援に努めます。

③ 質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る考え方とその推進方策【関連施策 1－2、1－3、2－1、2－2、3－1、7－1】

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、この時期の発達は連続性を有するものであることから、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を通して、すべての子どもの健やかな育ちを保障することが必要です。本市においても、在宅を含むすべての子ども・子育て家庭を対象として、地域のニーズに対応した多様かつ総合的な子育て支援を展開し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに取り組みます。

④ 教育・保育施設および地域型保育事業を行う者の相互の連携ならびに認定こども園、幼稚園および保育所と小学校等との連携についての考え方とその推進方策【関連施策 1－2】

子ども・子育て支援において、認定こども園、幼稚園および保育所は、地域の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、地域型保育事業は、身近な地域で3歳未満児の保育を提供する役割を担います。この両者が密接に連携、協働することにより、教育・保育の質の向上が図られるものと考えます。加えて、地域型保育事業を利用した子どもが満3歳以降も切れ目なく適切に教育・保育を受けられよう配慮が必要です。このようなことから、教育・保育施設と地域型保育事業者がスムーズに連携できるよう支援に努めます。

また、乳幼児期の子どもの発達や学びは連続性を有するものであることから、教育・保育施設の職員と小学校職員を対象とする研修会を引き続き実施し、子どもの育ちや指導方法等についての相互理解を図ります。さらに、幼保小の教職員が交流する機会も充実するよう、担当部局間で連携し、幼児期の教育・

保育と小学校教育との円滑な接続の支援に努めます。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保内容【関連施策 1－3、2－1】

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに創設された「子育てのための施設等利用給付」は、市が保育の必要性があると認定した「3歳から5歳までの子ども」と「0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども」を対象に、「施設型給付」の対象外である幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等の利用について給付するしくみです。

給付にあたっては、保護者の利便性や施設の事務負担等を考慮し、「施設型給付」の対象外である幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業については、施設に対する代理受領により対応することとし、それ以外の事業等の利用にあたっては、利用状況を適切に把握する必要性から、保護者からの申請に基づく償還払いにより対応することとします。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施のため、給付に関する案内や申請等の手続きについて、対象施設と連携し、公正かつ適正な給付に努めます。

2 幼児教育・保育の質の向上【施策 1－2】

現状と課題

- ◆幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、こどもの育ちを支援する幼稚園教諭や保育士などの人材の確保と資質向上にさらに努め、質の高い教育・保育を提供していく必要があります。
- ◆発達段階に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供のため、3歳未満児の保育を提供する小規模保育事業など地域型保育事業と認定こども園、幼稚園および保育所などの教育・保育施設との切れ目のない連携・接続と、さらに教育・保育施設と小学校との円滑な接続について引き続き支援に努めていく必要があります。

施策の方向性

幼稚園教諭や保育士など人材の確保と専門性や経験の向上のため、研修機会等の確保や情報提供を行うとともに、幼保小等の連携・接続の支援に努め、教育・保育の質の向上を推進します。

目標指標

表 (略)

取組・事業

表 (略)

3 多様な保育ニーズへの対応【施策 1－3】

現状と課題

保育と小学校教育との円滑な接続の支援に努めます。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保内容【関連施策 1－3、2－1】

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに創設された「子育てのための施設等利用給付」は、市が保育の必要性があると認定した「3歳から5歳までの子ども」と「0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども」を対象に、「施設型給付」の対象外である幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等の利用について給付する仕組みです。

給付にあたっては、保護者の利便性や施設の事務負担等を考慮し、「施設型給付」の対象外である幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業については、施設に対する代理受領により対応することとし、それ以外の事業等の利用にあたっては、利用状況を適切に把握する必要性から、保護者からの申請に基づく償還払いにより対応することとします。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施のため、給付に関する案内や申請等の手続きについて、対象施設と連携し、公正かつ適正な給付に努めます。

2 幼児教育・保育の質の向上【施策 1－2】

現状と課題

- ◆幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、子どもの育ちを支援する幼稚園教諭や保育士などの人材の確保と資質向上にさらに努め、質の高い教育・保育を提供していく必要があります。
- ◆発達段階に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供のため、3歳未満児の保育を提供する小規模保育事業など地域型保育事業と認定こども園、幼稚園および保育所などの教育・保育施設との切れ目のない連携・接続と、さらに教育・保育施設と小学校との円滑な接続について引き続き支援に努めていく必要があります。

施策の方向性

幼稚園教諭や保育士など人材の確保と専門性や経験の向上のため、研修機会等の確保や情報提供を行うとともに、幼保小等の連携・接続の支援に努め、教育・保育の質の向上を推進します。

目標指標

表 (略)

取組・事業

表 (略)

3 多様な保育ニーズへの対応【施策 1－3】

現状と課題

◆共働き家庭の増加や核家族化の進展などにより、保育ニーズが多様化していることから、延長保育や休日保育、一時預かり、病児・病後児保育などの多様な保育サービスの充実に引き続き努めていく必要があります。

施策の方向性

子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、保育サービス等の充実に努め、柔軟に対応できる体制を整えます。

目標指標

表 (略)

取組・事業

表 (略)

第2章 地域におけるこども・子育て支援の充実

基本目標2 地域におけるこども・子育て支援の充実

こどもや子育て当事者の目線に立ち、地域における子育て支援の充実を図るとともに、こどもたちが放課後を安全・安心に過ごすことができる場の確保に取り組めます。

1 地域における子育て支援の充実【施策2-1】

現状と課題

◆本市では、地域の子育て支援拠点として子育て交流室（秋田拠点センターアルヴェ5階）、各市民サービスセンターの子育て交流ひろば、子ども広場（フォンテAKITA6階）を整備し、親子のふれあいや保護者同士の交流促進を行っているほか、育児サークル等の地域の子育て支援活動への支援や、住民相互の援助活動の促進などを行っています。地域子育て支援拠点など、地域の身近な場を通じた支援を進めていく必要があります。

◆子育てに対する不安感や孤立感を感じている子育て家庭は多く、家庭内における育児負担は女性に偏っているのが現状です。また、ライフスタイルの変化に伴い子育て家庭のニーズも多様化していることから、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進する必要があります。

施策の方向性

子育て当事者が、孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、こどもに向き合えるように必要な支援につなげる相談体制の充実を図るほか、地域社会全体での支援を推進するため、各種交流イベントの充実や地域で子育て支援に取り組む活動主体との支援・協力体制を強化します。

目標指標

◆共働き家庭の増加や核家族化の進展などにより、保育ニーズが多様化していることから、延長保育や休日保育、一時預かり、病児・病後児保育などの多様な保育サービスの充実に引き続き努めていく必要があります。

施策の方向性

子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、保育サービス等の充実に努め、柔軟に対応できる体制を整えます。

目標指標

表 (略)

取組・事業

表 (略)

第2章 地域における子ども・子育て支援の充実

基本目標2 地域における子ども・子育て支援の充実

子どもと子育て世帯への支援を行うため、地域における子育て支援の充実を図るとともに、放課後の子どもの遊びや生活の場を確保し、子どもの健やかな育ちを促進します。

1 地域における子育て支援の充実【施策2-1】

現状と課題

◆本市では、地域の子育て支援拠点として子ども未来センター、各市民サービスセンターの子育て交流ひろば、子ども広場（フォンテAKITA6階）を整備し、親子のふれあいや保護者同士の交流促進を行っているほか、育児サークル等の地域の子育て支援活動への支援や、住民相互の援助活動の促進などを行っています。地域で子育てを支える基盤を強化し、子育てをしやすい地域社会づくりをさらに進めていく必要があります。

◆子育てに対する不安感や孤立感を感じている子育て家庭は多く、共働き家庭においては、依然として、仕事と子育ての両立が困難となっています。また、ライフスタイルの変化に伴い子育て家庭のニーズも多様化していることから、すべての子育て家庭が安心して必要な支援を受けることができ、それぞれが望む暮らしを送ることができるよう、ニーズに即した対応ができる支援体制の整備を進める必要があります。

施策の方向性

子育て家庭が安心して子育てできるよう、不安感や孤立感の解消および必要な支援につなげる相談体制の充実を図るほか、地域で子育てを支える機運の更なる醸成をめざし、各種交流イベントの充実や地域で子育て支援に取り組む活動主体との支援・協力体制を強化します。

目標指標

表 (略)
取組・事業
表 (略)

2 放課後児童対策の充実【施策2-2】

現状と課題

- ◆共働き家庭の増加や核家族化の進展などに伴い、就学児童の「遊びの場」「生活の場」として放課後児童クラブや放課後子ども教室の利用ニーズが年々高まっていることから、放課後等に就学児童が安全な場所で安心して過ごすことができるよう取組の充実が求められています。
- ◆平成31(2019)年3月に策定された「秋田市小・中学校適正配置基本方針」に基づき、協議を進めている学校適正配置の検討状況を勘案の上、放課後児童クラブの未設置学区等の解消をはじめ受け皿の拡大を図るほか、放課後子ども教室を実施する施設の改修等を計画的に実施していく必要があります。また、放課後児童クラブでは、待機児童等が発生していることから、受け皿の拡大を図る必要があります。

施策の方向性

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携などにより、健全な生活の場・遊びのほか、多様な体験・活動の機会を提供し、総合的な放課後児童対策の充実に努めるとともに、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の施設整備の充実および受け皿の拡大を着実に進めるなど、放課後のこどもたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりを推進します。

目標指標

表 (略)
取組・事業
表 (略)

第3章 妊娠期からの切れ目ない支援

基本目標3 妊娠期からの切れ目ない支援

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健対策の充実、食育の推進、小児医療への支援に努め、妊娠期からの継続した支援体制の強化を図ります。

1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実【施策3-1】

現状と課題

- ◆本市では、平成28(2016)年10月に秋田市版ネウボラを子ども健康課内に開設し、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援体制の構築に努めてきました。引き続き、支援を必要と

表 (略)
取組・事業
表 (略)

2 放課後児童対策の充実【施策2-2】

現状と課題

- ◆共働き家庭の増加や核家族化の進展などに伴い、就学児童の「遊びの場」「生活の場」として放課後児童クラブや放課後子ども教室の利用ニーズが年々高まっていることから、放課後等に就学児童が安全な場所で安心して過ごすことができるよう取り組みの充実が求められています。
- ◆平成31(2019)年3月に策定された「秋田市小・中学校適正配置基本方針」に基づき、協議を進めている学校適正配置の検討状況を勘案の上、放課後児童クラブの未設置学区等の解消をはじめ受け皿の拡大を図るほか、放課後子ども教室を実施する施設の改修等を計画的に実施していく必要があります。

施策の方向性

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携などにより、健全な生活の場・遊びのほか、多様な体験・活動の機会を提供し、総合的な放課後児童対策の充実に努めるとともに、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の施設整備の充実および受け皿の拡大を図り、放課後の子どもに安全・安心な居場所を提供するよう取り組みます。

目標指標

表 (略)
取組・事業
表 (略)

第3章 妊娠・出産期からの切れ目ない支援

基本目標3 妊娠・出産期からの切れ目ない支援

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健対策の充実、食育の推進、小児医療への支援に努め、妊娠・出産期からの継続した支援体制の強化を図ります。

1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実【施策3-1】

現状と課題

- ◆本市では、平成28(2016)年10月に子育て世代包括支援センターとして秋田市版ネウボラを子ども健康課内に開設し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制の構築に努めてき

する妊産婦等の早期把握および支援につながるよう、秋田市版ネウボラの周知を図る必要があります。

- ◆妊産婦および乳幼児の健康の保持増進を図るため、健康診査や予防接種の必要性の周知や、健康診査後の支援の充実に努める必要があります。
- ◆ニーズ調査では、秋田市版ネウボラや各種教室の認知度が平成31年調査より高くなっています。引き続き、悩みを抱える妊産婦や保護者等を早期に把握し、支援につなげられるよう、各種教室、相談事業の充実および周知に努める必要があります。

施策の方向性

こどもの誕生前から幼児期までを通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における相談支援の充実や、各種事業の周知を図り、関係機関と連携しながら切れ目ない支援に努めます。

目標指標

表 (略)

取組・事業

表 (略)

2 食育の推進【施策3-2】

現状と課題

- ◆ニーズ調査では、「子育てに関して日常悩んでいることや不安に思っていること」として、「食事や栄養に関すること」と回答した割合が42.0%（就学前児童の保護者）と、平成31年調査（40.1%）よりも高くなっています。
- ◆妊産婦や子育て家庭が抱えている食に関する不安や心配事の解消のため、各種事業や取組の充実を図る必要があります。
- ◆本市では「第3次秋田市食育推進計画」に基づき食育の推進に取り組んでいますが、引き続き、家庭や学校、地域などあらゆる分野が連携し、効果的な実施に努めていく必要があります。

施策の方向性

妊娠期をはじめ、乳幼児期からのライフステージや発達の程度に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食育に関する体験活動などの取組を進めます。

目標指標

表 (略)

取組・事業

表 (略)

3 小児医療への支援【施策3-3】

現状と課題

- ◆ニーズ調査では、「市立秋田総合病院の小児救急に関する認知

ました。引き続き、支援を必要とする妊産婦等の早期把握および支援につながるよう、秋田市版ネウボラの周知を図る必要があります。

- ◆妊産婦および乳幼児の健康の保持増進を図るため、健康診査や予防接種の必要性の周知や、健康診査後の支援の充実に努める必要があります。
- ◆ニーズ調査では、各種教室や相談事業の認知度が前回調査より低下しています。妊産婦や乳幼児をもつ保護者の子育てに関する悩みや不安、孤立感の解消等を図るため、各種教室、相談事業の充実および周知に努める必要があります。

施策の方向性

妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における相談支援の充実や、各種事業の周知を図り、関係機関と連携しながら切れ目ない支援に努めます。

目標指標

表 (略)

取組・事業

表 (略)

2 食育の推進【施策3-2】

現状と課題

- ◆ニーズ調査では、「子育てに関して日常悩んでいることや不安に思っていること」として、「食事や栄養に関すること」と回答した割合が40.1%（就学前児童の保護者）と高くなっています。
- ◆妊産婦や子育て世代が抱えている食に関する不安や心配事の解消のため、各種事業や取組の充実を図る必要があります。
- ◆本市では「第2次秋田市食育推進計画」に基づき食育の推進に取り組んでいますが、引き続き、家庭や学校、地域などあらゆる分野が連携し、効果的な実施に努めていく必要があります。

施策の方向性

妊娠期をはじめ、乳幼児期から発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食育に関する体験活動などの取り組みを進めます。

目標指標

表 (略)

取組・事業

表 (略)

3 小児医療への支援【施策3-3】

現状と課題

- ◆ニーズ調査では、「市立秋田総合病院の小児救急に関する認知

度」は87.0%（就学前児童の保護者）と高い割合になっていますが、平成31年調査（90.4%）よりも低下していることから、引き続き浸透を図っていく必要があります。

- ◆未熟児や小児慢性特定疾病に罹患し治療が必要な児童等に対しては、相談支援を行うなど不安の軽減に努めるとともに、医療費の助成等必要な支援を継続的に実施していく必要があります。

施策の方向性

市立病院における小児科救急外来の周知を図るとともに、未熟児や小児慢性特定疾病など医療が必要な児童等の治療に係る経済的負担の軽減、相談・支援に努め、安心してこどもを生み、健やかに育てることができる環境づくりを進めます。

目標指標

表（略）

取組・事業

表（略）

第4章 次代を担うこども・若者の育成支援の充実

基本目標4 次代を担うこども・若者の育成支援の充実

こどもの心身の健やかな成長に向けた環境の整備を図るとともに、若者の就職や自立、結婚等を支援し、次代を担うこども・若者の育成支援に取り組みます。

1 こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備【施策4-1】

現状と課題

- ◆こどもたちが自立した人間として他者と共によりよく生きていくためには、自分らしい生き方を実現しようとする態度や他者を思いやる心、感動する心などを培うことを通して豊かな人間性を育む取組の充実を図ることが必要です。
- ◆こどもを取り巻く社会環境が著しく変化している中、思春期を中心に不安や悩みを抱えるこどもに対しては、保護者や関係機関と連携しながら、こどもの心に寄り添った対応が求められており、引き続き、相談体制等の充実に取り組んでいく必要があります。
- ◆こどもたちが確かな学力を身につけることができるよう、互いに学び合う学習機会の充実を図るとともに、さらなる授業改善や、教育環境の整備に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

こどもたちが自立した人間として他者と共によりよく生きていくためには、自分らしい生き方を実現しようとする態度や他者を思いやる心、感動する心などを培うことを通して豊かな人間性をはぐくむ取組の充実を図るとともに教育環境等の整備に努めます。

度」は90.4%（就学前児童の保護者）と高い割合になっていますが、前回調査よりは低下していることから、引き続き浸透を図っていく必要があります。

- ◆未熟児や小児慢性特定疾病に罹患し治療が必要な児童等に対しては、相談支援を行うなど不安の軽減に努めるとともに、医療費の助成等必要な支援を継続的に実施していく必要があります。

施策の方向性

市立病院における小児科救急外来の周知を図るとともに、未熟児や小児慢性特定疾病など医療が必要な子どもの治療に係る経済的負担の軽減、相談・支援に努め、安心して子どもを生み、すこやかに育てることができる環境づくりを進めます。

目標指標

表（略）

取組・事業

表（略）

第4章 次代を担う子ども・若者の育成支援の充実

基本目標4 次代を担う子ども・若者の育成支援の充実

子どもの心身の健やかな成長に向けた環境の整備を図るとともに、若者の就職や自立、結婚等を支援し、次代の親の育成支援に取り組みます。

1 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備【施策4-1】

現状と課題

- ◆次代の担い手である子どもたちが自立した人間として他者と共によりよく生きていくためには、自分らしい生き方を実現しようとする態度や他者を思いやる心、感動する心などを培うことを通して豊かな人間性をはぐくむ取組の充実を図ることが必要です。
- ◆子どもを取り巻く社会環境が著しく変化している中、思春期を中心に不安や悩みを抱える子どもに対しては、保護者や関係機関と連携しながら、子どもの心に寄り添った対応が求められており、引き続き、相談体制等の充実に取り組んでいく必要があります。
- ◆子どもたちが確かな学力を身につけることができるよう、互いに学び合う学習機会の充実を図るとともに、さらなる授業改善や、教育環境の整備に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

次代の担い手である子どもたちが自立した人間として他者と共によりよく生きていくためには、自分らしい生き方を実現しようとする態度や他者を思いやる心、感動する心などを培うことを通して豊かな人間性をはぐくむ取組の充実を図るとともに教育環境等の整備

目標指標
表 (略)
取組・事業
表 (略)

2 家庭や地域の教育力の向上【施策4-2】

現状と課題

◆核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭を巡る環境が変化している中で、親族や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。保護者が学ぶことや、身近に相談相手がいない状況にある保護者の支援のほか、地域における多様な活動体験やスポーツ活動を通して、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を社会全体で育んでいくことが必要となっています。

施策の方向性

保護者が学ぶことができる学習機会の充実や、身近に相談相手がいない状況にある保護者を支援する相談事業など、地域社会全体の教育力の向上に取り組めます。

目標指標
表 (略)
取組・事業
表 (略)

3 青少年健全育成活動の推進【施策4-3】

現状と課題

◆本市では、青少年の非行防止・健全育成に向け、街頭巡回指導に基づく見守り活動や環境浄化活動に取り組んでいます。一方、青少年を取り巻くインターネットの利用環境が一層多様化する中で、健やかな成長を阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるおそれも生じていることから、学校、PTA等の地域住民や関係機関・団体との連携・協力を強化し、保護者に対する普及啓発など有害環境対策のさらなる推進が必要となっています。

施策の方向性

青少年がトラブルや犯罪に巻き込まれることのないよう、地域の関係機関・団体等と連携を図りながら、学校、家庭における情報モラル教育等を推進するなど対策に努めます。

目標指標
表 (略)
取組・事業
表 (略)

に努めます。

目標指標
表 (略)
取組・事業
表 (略)

2 家庭や地域の教育力の向上【施策4-2】

現状と課題

◆社会状況やライフスタイルの変化などにより、家族や地域の絆が希薄になり、これまで家族や地域が担っていた役割が低下しています。地域や学校と家庭が連携したさまざまな取組の中で、人と人の絆づくりを推進する学習機会の充実や、地域における多様な体験活動やスポーツ活動などを通して、子どもの自主性や心豊かな人間性、たくましく生きる力を社会全体で育んでいくことが必要となっています。

施策の方向性

学校・家庭・地域の連携や協力のもと、人と人の絆づくりを推進する学習機会の充実や、地域社会全体の教育力の向上に取り組めます。

目標指標
表 (略)
取組・事業
表 (略)

3 青少年健全育成活動の推進【施策4-3】

現状と課題

◆本市では、青少年の健全育成に向け、街頭巡回指導に基づく見守り活動や環境浄化活動に取り組んでいます。一方、青少年を取り巻くインターネットの利用環境が一層多様化する中で、スマートフォン等の長時間利用による生活リズムの乱れや、ネット上のいじめ問題をはじめとするネットトラブルが複雑化・深刻化していることから、学校、PTA等の地域住民や関係機関・団体との連携・協力を強化し、保護者に対する普及啓発など有害環境対策のさらなる推進が必要となっています。

施策の方向性

子どもたちが有害情報等に巻き込まれることのないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育等の推進など一体となって対策を進めます。

目標指標
表 (略)
取組・事業
表 (略)

4 次代を担う若者の育成支援【施策4-4】

現状と課題

- ◆少子化が進む中で、就職を希望する高校生・大学生等の県内就職率を高めるとともに、非正規雇用で働く若者の正規雇用転換を促進することにより、県外流出の抑制とふるさと回帰を図ることが課題となっています。
- ◆修学および就業のいずれもしておらず、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者がおり、若者の「社会的・職業的自立」に向けた支援が必要となっています。
- ◆未婚率の上昇傾向が続いています（〇～〇ページ参照）。「出生動向基本調査」（令和3年（2021）年6月：国立社会保障・人口問題研究所）では、その要因は、「適当な相手にまだめぐり会わない」、「結婚するにはまだ早い」、「結婚する必要性をまだ感じない」となっています。

施策の方向性

若者が将来、自立し、活躍するため、就職や自立、結婚等を支援し、次代を担う若者の育成支援に取り組みます。

目標指標

表（略）

取組・事業

表（略）

第5章 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業や地域の理解等を促進するための広報・啓発や、社会全体で子育て家庭を応援するしくみづくりに取り組みます。

1 ワーク・ライフ・バランスの推進【施策5-1】

現状と課題

- ◆共働き家庭が増加する中で、こどもがいる家庭においては、「ワーク・ライフ・バランス」はますます不可欠な要素となっています。ニーズ調査でも、ワーク・ライフ・バランスについて、「名前も内容も知っている」が57.2%（就学前児童の保護者）と、令和元年調査（37.6%）と比較して認知度が高くなっています。
- ◆ニーズ調査では、「出産時の育児休業」について、母親・父親ともに取得率が上昇していますが、職場で育児休業を取りにくい雰囲気があったなどの課題があることから、育児休業を取得しやすい環境づくりに向けた取組を継続していく必要があります。

4 次代を担う若者の育成支援【施策4-4】

現状と課題

- ◆少子化が進む中で、就職を希望する高校生・大学生等の県内就職率を高めるとともに、非正規雇用で働く若者の正規雇用転換を促進することにより、県外流出の抑制とふるさと回帰を図ることが課題となっています。
- ◆修学及び就業のいずれもしておらず、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者がおり、若者の「社会的・職業的自立」に向けた課題があります。
- ◆未婚率の上昇傾向が続いています（6～7ページ参照）。「少子化・子育て施策等に関する調査結果」（平成30（2018）年11月；秋田県）では、その要因は、「結婚したいと思う異性とめぐり会わない」、「結婚相手や家族を扶養するだけの収入がない」、「結婚資金が足りない」となっています。

施策の方向性

若者が将来、自立し、活躍するため、就職や自立、結婚等を支援し、次代の親の育成支援に取り組みます。

目標指標

表（略）

取組・事業

表（略）

第5章 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業や地域の理解等を促進するための広報・啓発や、社会全体で子育て家庭を応援するしくみづくりに取り組みます。

1 ワーク・ライフ・バランスの推進【施策5-1】

現状と課題

- ◆共働き家庭が増加傾向にある中で、子育て支援においては、「ワーク・ライフ・バランス」が、ますます不可欠な要素となっております。ニーズ調査では、ワーク・ライフ・バランスについて、「名前は聞いたことはあるが、内容までは知らない」が28.8%、「名前も内容も知らない」が33.6%と認知度が低い結果となっており、企業等への働きかけと同時に、市民へ向けてのさらなる啓発を行う必要があります。
- ◆ニーズ調査では、「出産時の育児休業」について、母親では、「取得した（取得中）（49.0%）」と5年前の調査時（36.6%）から上昇していますが、希望する期間の取得ができていないなど課題もあることから、希望する育児休業の取得ができる環境づくり

◆家庭での家事・育児の負担は、ニーズ調査においても女性に偏っている状況であり、男性の意識改革に加え、企業側にも、多様な働き方への対応を働きかける必要があります。

施策の方向性

ワーク・ライフ・バランスの普及と育児休業取得のさらなる促進に向け、男性の家事や子育てへの意識改革に加え、企業等への働きかけを推進し、男性が家事や子育てに参画したいという希望を叶えるための環境整備を促すとともに、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会の実現を目指します。

目標指標

表 (略)

取組・事業

表 (略)

第6章 安全・安心な生活環境の整備

基本目標6 安全・安心な生活環境の整備

子どもを犯罪や事故から守るとともに、子育て家庭を支援する生活環境の整備に努めます。

1 子どもの安全確保【施策6-1】

現状と課題

◆地域の見守り隊員の高齢化が進み、人数も減少している中、子どもたちが交通事故や犯罪に巻き込まれることがないよう、地域住民、学校、家庭、関係機関等の連携を強化しながら、安全確保に努めていくことが必要となっています。

◆子どもだけでなく、保護者などの大人が交通ルールを遵守するほか、交通マナー・モラルの向上を図り、交通事故防止に努める必要があります。

施策の方向性

子どもを交通事故や犯罪の被害から守るため、地域、学校、関係機関等との連携を強化するとともに、子どもが自らと他者の安全を守ることができるような教育や対策、子どもの安全に関する保護者への周知・啓発を進めます。

目標指標

表 (略)

取組・事業

表 (略)

2 子育てを支援する生活環境の整備【施策6-2】

現状と課題

に向けて、さらに取り組む必要があります。

施策の方向性

ワーク・ライフ・バランスの普及と育児休業取得のさらなる促進に向け、企業等への働きかけを推進するとともに、社会全体で子育てを応援するための環境整備を促し、仕事と子育てを両立しながら、誰もが充実した生活を送ることができる社会の実現を目指します。

目標指標

表 (略)

取組・事業

表 (略)

第6章 安全・安心な生活環境の整備

基本目標6 安全・安心な生活環境の整備

子どもを犯罪や事故から守るとともに、子育て家庭を支援する生活環境の整備に努めます。

1 子ども安全確保【施策6-1】

現状と課題

◆地域住民やPTA、教職員等からなる見守り隊員が減少傾向にある中、子どもたちが交通事故や犯罪に巻き込まれることがないよう、地域住民・学校・家庭・関係機関等の連携を強化しながら、安全確保に努めていくことが必要となっています。

◆子どもだけでなく、大人が交通ルールを遵守するほか、交通マナー・モラルの向上を図り、交通事故防止に努める必要があります。

施策の方向性

子どもを交通事故や犯罪の被害から守るため、地域・学校・関係機関等との連携を強化するとともに、交通事故や犯罪の防止に向けた対策を進めます。

目標指標

表 (略)

取組・事業

表 (略)

2 子育てを支援する生活環境の整備【施策6-2】

現状と課題

- ◆妊産婦や乳幼児をはじめ、すべての人が安心して外出できるよう、道路や公園等におけるバリアフリー化を引き続き推進していく必要があります。
- ◆子育て家庭が子どもの成長に合わせて子育てに適した良質な住宅を確保できる住環境づくりを支援するとともに、世代間で助け合いながら子育てできるよう、三世帯同居や近居を希望する人への支援を行うなど、「秋田市住生活基本計画」に基づき、子育て家庭が暮らしやすい住環境整備を促進していく必要があります。
- ◆授乳室やおむつ替えの場など、こどもや子育て当事者が安心して利用できる設備を整備している施設が増えてきているが、さらなる普及・啓発を進めていく必要があります。

施策の方向性

安心・安全な歩行空間の整備やバリアフリー化に加え、子育て家庭の居住環境の安定を図るなど、子育てを支援する生活環境の整備を進めるとともに、こどもや子育て当事者を支援する設備の普及・啓発に取り組みます。

目標指標

表 (略)

取組・事業

表 (略)

第7章 こどもと家庭へのきめ細かな支援

基本目標7 こどもと家庭へのきめ細かな支援

児童虐待防止対策や障がいのあるこどもやひとり親家庭等に対するきめ細かな支援に取り組むとともに、こどもと子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

1 児童虐待防止対策の充実【施策7-1】

現状と課題

- ◆本市における児童虐待相談受付件数は、全国的な傾向と同様に増加傾向となっています。児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、引き続き、虐待防止に向けた取組の充実が必要です。
- ◆本市では、児童および妊産婦に対し包括的な支援を行うため、令和6年4月に子ども家庭センターを設置し、児童虐待防止対策の強化に取り組んでおり、関係機関が一体となって、虐待の発生予防、早期発見・早期対応、保護・自立に向けた支援に至るまで、切れ目ない対策を推進していくことが求められています。

施策の方向性

子ども家庭センターを中心に、相談窓口の周知と啓発活動に引き

- ◆妊産婦や乳幼児をはじめ、すべての人が安心して外出できるよう、道路や公園等におけるバリアフリー化を引き続き推進していく必要があります。
- ◆子育て世帯が子どもの成長に合わせて子育てに適した良質な住宅を確保できる住環境づくりを支援するとともに、世代間で助け合いながら子育てできるよう、三世帯同居や近居を希望する人への支援を行うなど、「秋田市住生活基本計画」に基づき、子育て世帯が暮らしやすい住環境整備を促進していく必要があります。
- ◆授乳室やおむつ替えの場など、親子が安心して利用できる設備を整備している「秋田市子育てにやさしい施設」の普及を進めていく必要があります。

施策の方向性

安心・安全な歩行空間の整備やバリアフリー化に加え、妊産婦や子育て世帯等の外出に配慮された施設の普及を進めるとともに、子育て世帯の居住環境の安定を図るなど、子育てを支援する生活環境の整備に取り組みます。

目標指標

表 (略)

取組・事業

表 (略)

第7章 子どもと家庭へのきめ細かな支援

基本目標7 子どもと家庭へのきめ細かな支援

児童虐待防止対策や障がいのある子どもやひとり親家庭等に対するきめ細かな支援に取り組むとともに、子どもと子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

1 児童虐待防止対策の充実【施策7-1】

現状と課題

- ◆本市における児童虐待相談受付件数は、全国的な傾向と同様に増加傾向となっています。児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えることから、引き続き、虐待防止に向けた取組の充実が必要です。
- ◆本市では、平成31(2019)年4月に子ども家庭総合支援拠点(子ども未来センター)を整備し、児童虐待防止対策の強化に取り組んでおり、関係機関相互の連携、市民への啓発活動を図りながら、虐待の発生予防、早期発見・早期対応、保護・自立に向けた支援に至るまで、切れ目のない対策を推進していくことが求められています。

施策の方向性

子ども家庭総合支援拠点を中心に、相談窓口の周知と啓発活動に

続き取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会を活用しながら、福祉・医療・保健・教育・警察等の関係機関との連携のもと、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応等の取組を推進し、子育てに困難を抱える家庭に対する包括的な支援体制を強化します。

目標指標

表 (略)

取組・事業

表 (略)

2 ひとり親家庭の自立支援の推進【施策7-2】

現状と課題

◆令和4年国民生活基礎調査によれば、ひとり親家庭の貧困率は44.5%で、約半数が相対的貧困という調査結果が出ております。また、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、時間的な余裕がなく、親子で心穏やかに過ごす時間が持てない状況となっています。すべてのこどもの健やかな成長を図るため、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応することが求められています。

施策の方向性

ひとり親家庭の暮らしの安定と児童の福祉向上を図るため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援や子育て支援、就労支援、相談支援等の適切な取組を推進します。

目標指標

表 (略)

取組・事業

表 (略)

3 障がい児等に対する支援の充実【施策7-3】

現状と課題

◆本市では、「第3期秋田市障がい児福祉計画」および「第6次秋田市障がい者プラン」に基づき、各種支援策を展開しており、重度心身障がい児や医療的ケア児の受入施設の確保に努めていますが、教育・保育施設においては、さらなる受入体制の整備が求められています。障がい児等とその家族が安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、引き続き、関係機関が連携しながら、地域における支援体制の整備や切れ目ない支援に努めていく必要があります。

施策の方向性

障がい児等とその家族が地域社会において安全に安心して暮らせるように、ニーズや社会の変化を的確に捉え、これまで以上に関係機関との連携・協力、役割分担を強化し、質の高い支援の提供を推

引き続き取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会を活用しながら、福祉・医療・保健・教育・警察等の関係機関との連携のもと、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応等の取組を推進します。

目標指標

表 (略)

取組・事業

表 (略)

2 ひとり親家庭の自立支援の推進【施策7-2】

現状と課題

◆ひとり親家庭は、子どもの養育や健康面、生活面および経済面など様々な問題を抱えています。平成28年国民生活基礎調査によれば、ひとり親世帯の貧困率は50.8%で、約半数が相対的貧困という調査結果が出ております。すべての子どもの健やかな成長を図るため、ひとり親家庭への支援は必要不可欠であり、個々の家庭の状況に応じて、就業支援や経済的支援などの総合的な自立支援が求められています。

施策の方向性

ひとり親家庭の暮らしの安定と児童の福祉向上を図るため、就業支援や経済的支援などを柱とする総合的な自立支援策を推進します。

目標指標

表 (略)

取組・事業

表 (略)

3 障がい児等に対する支援の充実【施策7-3】

現状と課題

◆本市では、「第1期秋田市障がい児福祉計画」を含む「第5次秋田市障がい者プラン」に基づき、各種支援策を展開していますが、重度心身障がい児や医療的ケア児の受入れ体制については、十分に整っているとは言えない状況であり、また教育・保育施設の障がい児の受入についても、受入施設数は年々増加しているものの、保育士の安定確保のためには、さらなる支援が必要となっています。障がい児等が身近な地域で安心して生活できるよう、引き続き、関係機関が連携しながら、切れ目のない支援に努めていく必要があります。

施策の方向性

障がい児等が、身近な地域で安心して生活できるよう支援するとともに、関係機関との連携体制を強化しながら、教育・保育施設等

進します。

目標指標

表 (略)

取組・事業

表 (略)

4 子育てに係る経済的支援の充実【施策7-4】

現状と課題

◆本市では、国の幼児教育・保育の無償化に先駆けて、第2子および第1子の保育料無償化を実施し、子育て家庭に対する経済的負担の軽減に努めています。

◆ニーズ調査では、「子育てに関して日常悩んでいることや不安に思っていること」として、「子育てで出費がかさむこと」と回答した割合が、就学前児童の保護者で49.2%、小学校児童の保護者で60.7%と最も高くなっており、引き続き、子育てに係る経済的負担の軽減に取り組む必要があります。

施策の方向性

保育料助成やこどもの医療費助成など、経済的支援の充実に努め、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

目標指標

表 (略)

取組・事業

表 (略)

での受入れ体制の整備を図ります。

目標指標

表 (略)

取組・事業

表 (略)

4 子育てに係る経済的支援の充実【施策7-4】

現状と課題

◆本市では、国の幼児教育・保育の無償化に先駆けて、第2子および第1子の保育料無償化を実施し、子育て家庭に対する経済的負担の軽減に努めています。

◆秋田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、「子育てに関して日常悩んでいることや不安に思っていること」として、「子育てで出費がかさむこと」と回答した割合が最も高くなっており、引き続き、子育てに係る経済的負担の軽減に取り組む必要があります。

施策の方向性

保育料助成や子どもの医療費助成など、経済的支援の充実に努め、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

目標指標

表 (略)

取組・事業

表 (略)